

第2節 常願寺川左岸被災村の引越移住と起返

1 高原野へ開拓移住－引越村

安政6（1859）年10月、加賀藩の改作奉行所では、安政5（1858）年3月10月の大泥流とその後の4月26日の大水害による常願寺川左岸の被災集落の農家250余戸を、右岸の高原野に移住するように勸奨した。

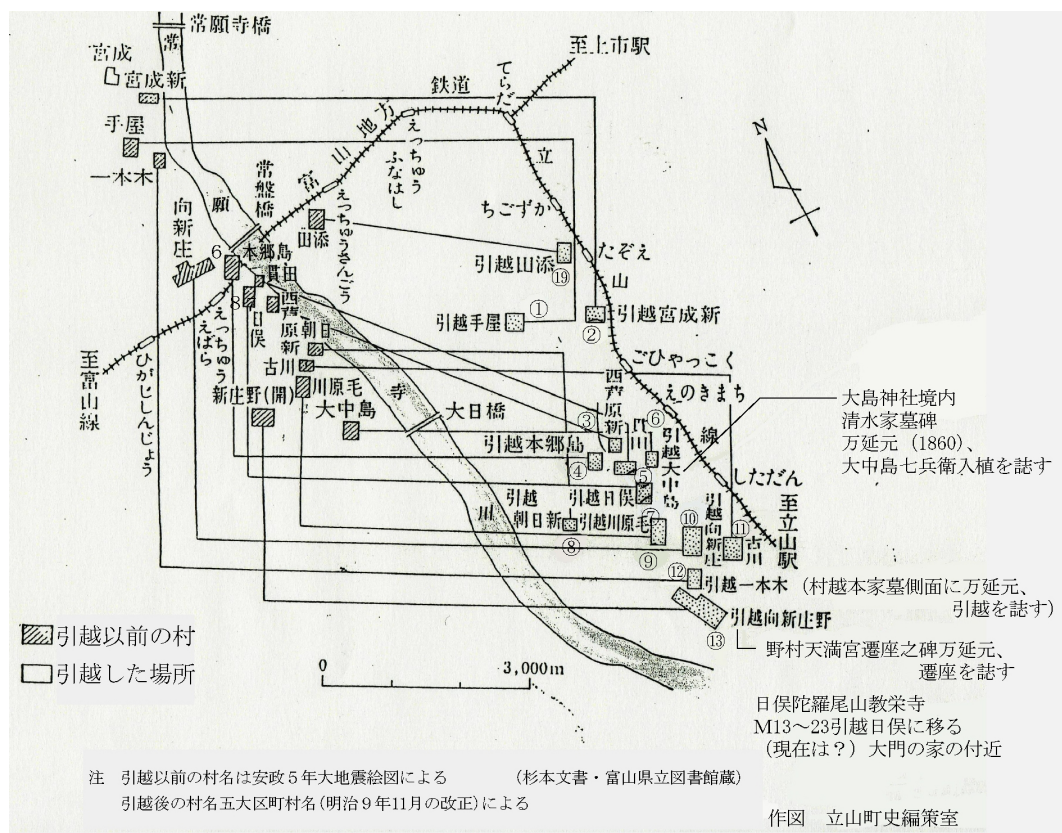


図3-3 高原野引越集落図

高原野は、南北約10km東西約1.2kmにわたって展開し、縁辺部の南の岩峯寺、北は寺田極楽寺、西は常願寺川右岸に沿って、泊、三塚新、西大森、東大森、半屋、日置、利田の村々が開かれていたが、安政5年の洪水以前は、多くの水利の悪い馬背状の原野が残されていた。その面積は1,335町歩、草高約7,000石の土地であった。

安政5年の二度の大水害によって、既存の仁右衛門用水から泥土が入ったため、自然の流水客土の形となって、ある程度土質が改善された。改作奉行の勸奨によって移住した集落は、大島、朝日、日俣、貫田、新庄野、川原毛、西芦原新、本郷島、手屋、向新庄、宮成、田添、一本木の14か村250余戸であった。

【引越の村々】

- 田屋^{たや} 新川郡針原郷田屋から5戸ほど移住。しかし、一部の農民は元村に帰村した。
- 宮成 針原郷宮成新より安政6年移住。草分け和田家のみ残る。
- 本郷島 12戸の集落のうち7戸移住。渡河船も業としていたので皆小作のため草高を持たなかったため、引越時にもらった80石も元村に残った親作に渡ったという。
- 西芦原新 安政6年9月、元村全戸は神明宮とともに移住した。全戸が移住したため、「引越〇〇村」という引越の呼称をこの村だけ付けなかった。
- 貫^{ぬき}田^た 移住当時より、日俣、古川、西芦原新、本郷島とともに1か所での割当でなく各3か所に土地を割り当てられた（図3-4）。
- 一本木 常願寺川左岸島郷から安政6年に当地に移住して開村した。
- 向新庄 元村は常願寺川中流常盤橋の左岸にある。元和元（1615）年の洪水によって生じた中川を挟んで開かれた集落で、新庄町の向いにあたるので向新庄となった。安政6（1859）年に移住した。
- 日俣 島郷に属した。草分けを高井甚吉と伝え、村の入口にその碑を建立している。元村の菩提寺経栄寺は、移住者とともに新開拓地に移ったが、明治中頃に元村に帰った。



写真3-1 日俣村開祖高井甚吉供養碑
(前田英雄撮影)



写真3-2 整然と積まれた石垣と日俣集落の現況
(前田英雄撮影)

- 大島 はじめ「大中島」（図3-3、図3-4）と称したが、元村が合併で大島と改称したのにあわせて移住地の集落の集落名を改めた。草分け七兵衛の墓（現・清水家）が大島神明社の隣接地にあり、墓碑に高原野移住を誌している。現在戸数は50戸あるが安政の移住は2戸だけになった。
- 川原木 （旧名川原毛）川原毛は好ましくない地名と考えて改称した。
- 田添 この集落は、唯一右岸の集落から高原野に移住した。元村の一部は常願寺川川原となった。

- 朝日新 (明治19年西大森に編入) 朝野三平家の先祖1戸のみが移転したので、1村1戸(これを一名^{みょう}という)で一つ星とも言った。
- 新庄野村 長い名称だったので、現在は単に「野村」とした。高原郷の北部に位置し、江戸末期まで開拓されず原野が残った。万延元(1860)年に「天満宮」を旧地から遷座したことを碑に誌した。最も早い神社の遷宮であろう。
- 古川 村に割り当てられた土地は万延元年の引越村々截分図等(図3-4)によると、3か所に分断されている。左岸島郷からの移転であるが分断の理由は不明で、現住者は古川村の者がいない。

【高原野移住者の苦労】

① 「引越〇〇〇」の集落名

常願寺左岸から高原野に開拓移住した村々は、元村と同じ集落名を付けたが、すべて集落名の頭に「引越」の二字を付けた(図3-3)。加賀藩の指示によるものか、故郷への思いを捨てない移住者が元村を名乗りそれと区別するために付けたか判明しない。しかし、引越の呼称は、いつまでもよそ者の印象を拭えない。

② 引越集落への土地割当

2か所、3か所に分散して開墾地を割り当てられた(図3-4)。開墾の労力の面から不都合なことが多いが、開墾を推進した改作奉行の意図は不明であるが、原野で用水配分に問題があったのであろうか。また、土地配分も正確な計測によらないで、歩測によって大まかに割り当てられたこともあったようだ。

③ 開拓の労苦

新規開拓地には労苦はつきものであるが、大犬(狼)を防ぐために火は絶やすことができず、身近にヨキ・ナタ・鎌を置き、外出の時も携行したという。また、開墾の初期には、元村に妻子を残して開墾地に通った。明治2(1869)年の「ばんどり騒動」(百姓一揆)に加わった者も多かったようだ。

④ 引越村住民のその後

安政地震後、入植した人々は激減した。いくつかの集落の現住者をみると、安政以後の移住者の方が多数を占めている。

2 変地へんちと起返おこしかえし

変地起返とは、災害で荒廢地となっている田畑を生産できる田畑にすることである。5月下旬、十村役が先に調理した村々の変地高敷をもとに、変地3歩以下の土地の土地と屋敷高を除いた変地高と開作地高を、次のように算定した。

変地高2万5,406石の耕地を失い、用水の破壊、住む家と農地を失った農民に当面の衣食住の手当をし、耕地を回復して再起の意欲を起こさせることは藩の緊急課題であった。安政5(1858)年6月20日、町新庄村小三郎方に改作奉行の「出張所(詰所)」を置いた。作業開始に先立ち、御扶持人十村神保助三郎が作成した「変地越返方仕法」を改作奉行に提出した(仕法=運営方法、仕方の意味を持つ)。

表3-6 変地起返

・変地起返 仕人見図(初発のもの)	
古田変地高	22,668石
新開変地高	2,738石
	<u>△25,406石</u>
内3歩以下指除高	1,196石
屋敷高	1,342石
	<u>22,860石</u>
・変地高段階区分(4段階)	
石交石砂入変地高	3,000石
石砂入変地高	4,000石
厚難泥入変地高	7,000石
泥置変地高	8,860石
	<u>22,860石</u>
・人足見図り	934,320人
日用銀	1,681貫目
	(1人につき1匁8分図)
内当年貸渡願	<u>560貫目</u>
	(1石70目として代米8,000石、 代粉32,000俵、日用銀3分の 1に相当)

仕法は、以下のとおりであった。

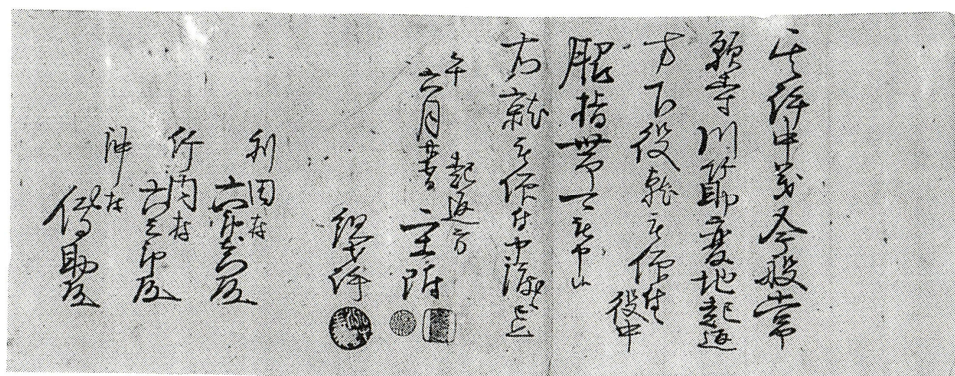
- ① 鋤使いは幼老男女の区別なく行うこと。
- ② 起返賃料は出来歩数分で配当とし、100歩につき切渡すこと。
- ③ 賃料をもらう者は救い方より指省くこと。
- ④ 起返勢子料は3歩以上の変地村に渡し、半分を粉、半分を銀とすること。まず、30～40日の賃料として粉1,000俵(後に1,500俵)、銀50貫目を渡してほしいこと。
- ⑤ 組才許・新開才許は町新庄村小三郎方を根宿として諸事取調理方を行い、家賃料と飯料を払うこと。
- ⑥ 勢子方下役は10か村又は15か村から2人相立て、一刀携帯とし、役料は1日に付き銀2匁とすること。

変地起返勢子方主附^{ぬしつけ}6名と勢子方下役13名が任命された。

表3-7 起返勢子方主附と勢子方下役（安政五年）

<p>[起返勢子方主附] 神保助三郎、岩城七郎兵衛、結城甚助、布施村与三兵衛、下砂子坂村太左衛門、高柳村弥三郎、熊林村孫市(12月に追加)</p> <p>[起返勢子方下役] 西番村庄右衛門、西番村伝次、大田本江村金右衛門、横内村弥右衛門、向新庄村善太郎、朝日村間兵衛、道正村又次郎、大島村兵助、利田村六郎右衛門、竹内村六三郎、沖村伝助（9月19日病死）、佐野竹村宗次郎、西光寺村七郎兵衛</p>

出典：杉本文書



沖村	竹内村	利田村	年六月廿五日	右就被御付申渡候以上	脇指帯可被申候	方下役就被御付候	願寺川筋変地起返	其許中義今般常	下役御付状	常願寺川筋変地返起方
伝助殿	六三郎殿	六郎右衛門殿	起返方			役中				

主附

組才許
 ㊦ ㊦

図3-5 常願寺川筋変地起返方下役仰付状

注：許（安政五年六月、六右衛門が起返方勢子下役を仰せつかった。役中脇差帯刀を許された。）
 出典：立山町深見家文書

起返工事は、鋭意進められたが、なかなか困難を極めた。追い討ちをかけるように、安政6（1859）年5月19日に常願寺川に洪水が再発し、太田組、島組、広田組、高野組、上条組（十村組のこと）で計7,938石余の変地が生じ、進捗していた起返箇所を大部分を損失した。一応の決着をつけ、新庄出張所を閉じたのは6年後の文久3（1863）年であった。それでも起返しができない村が次のように多数あった。

○難工事の村

荒川村、経堂村、流杉村、大場村、田中蓑浦村、下赤江村、中野新村、向新庄村、本郷島村、日俣村、下銚木村、竹内村、橋場所村、西芦原村 14（17.1%）

○深い砂で土砂が多い村

山室町村、上富居村、宮城新村、一本木村、藤木村、岡田村、利田村、清水堂村 8（9.8%）

○あと少しの村

古寺村、中河原村、西野新村、双代村、綾田村、栗田栗島入会村、川端村、金代村、大中島村、朝日村、川原毛村、嶋村、大江干村、中間島村、藤木新村、新庄野村、新吉嶋村、上川原村、田渕平塚入会 19（23.1%）

○起返しが済んだ村

天正寺村、町新村、石金村、中市村、高屋敷村、柿木荒屋村、秋吉村、横内村、新名村、城村、西番村、東長江村、西長江村、上赤江村、栗島村、城川原村、^たや屋村、町庄内村、河原新村、高島新村、^{あら}新町村、松木村、牧村、中地山村、^{したやま}下山和田村、小見村、本宮村、才覚地村、浅生村、石田新村、稲荷村、上岡重村、下国重村、竹内村、小島村、入江村、船橋村、塚越村、石田村、曾我村、千垣村 41（50.0%）

変地村82か村（地区）は起返しの結果は、6か年で半数がほぼ完了した。難工事の村は14か村で約17%もある。深砂で土砂の多い村、難工事の村は22か村であり、全体の約27%と約4分の1の村々は復旧していない。

変地村は、現在でも耕土が浅く、地元の人「スコップの背^{たけ}」しかないと言ってきた。また、明治期に軟質米をなくすために、稲の「はさ架」を奨励されたが、常願寺川左岸の村には堅い地盤に「はさ架」をつくることは困難であると、反対陳情を郡役所にした。

3 年貢免（年貢率）の引き下げと納米高

文久3（1863）年9月、三分以上の変地村に対して3年間引免願を出した。引免率の最も大きな村は大場村の97.7%で、ほぼ全額免除になっている。それに次ぐものが中河（川）原村・古寺村である。元治元（1864）年の納米度は引免村々の全体をつかめないが、古寺はわずか40%の納付しかできていない。秋吉村・山室町村・荒川村なども60%の納米しかできていない。大地震から6年経ても、米の収穫がなかなか元に戻らなかったことがうかがえる。

表3-8 引免額による減免と納米高

村	文久3年(1863)引免願				元治元年(1864)の納米高		
	草高石	定免A割	引免B割	B/A %	変地前安政4年納米A 石斗升石	変地引免復元治元年の納米B 石斗升石	B/A %
天正寺	317	3.9	1.3	33.3	137.447	91.651	66.7
秋吉新	51	3.0	0.4	13.3	17.014	14.746	86.7
荒川	325	3.1	1.3	41.9	112.034	65.052	58.1
内	11	3.1	1.0	32.3		皆引	0
経堂	389	3.3	1.7	51.5	142.747	69.210	48.5
内	11	3.3	1.0	30.3		皆引	0
山室町村	643	3.0	1.2	40.0	214.505	128.700	60.0
町村	35	2.0	0.4	20.0	7.784	6.227	80.0
古寺	94	2.5	1.5	60.0	26.132	10.453	40.0
秋吉	425	3.9	1.5	38.5	184.314	113.424	61.5
石金	306	4.1	2.1	51.2			
中市	312	4.8	1.8	37.5			
公文名	85	4.2	0.1	2.4			
山室江口	730	4.1	1.1	26.8			
太田本江	1375	3.6	1.0	27.8			
高屋敷	447	4.0	1.8	45.0			
中河原	511	5.1	4.0	78.4			
柿木荒屋	363	3.8	1.4	36.8			
横内	523	3.9	1.3	33.3			
西野新	68	2.0	0.9	45.0			
流杉	321	4.1	2.4	58.5			
大場	63	4.3	4.2	97.7			
石屋							
新屋							
長屋					110.455	76.984	69.7
城村					213.938	129.660	60.6
西番					522.507	322.725	61.8
三室荒屋					101.488	96.537	95.1
中瀆					87.434	87.434	100.0
上瀆					85.624	83.678	97.7
計					4,399.233	2,832.400	64.4
島組(関係の分)							
東長江					253.703	136.609	53.8
西長江					152.566	87.725	57.5
双代					29.357	10.008	34.1
綾田					106.063	41.867	39.5

出典：杉本文書より作成